

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一般粉じん発生施設の基準適合命令等	
根拠法令・条項	大気汚染防止法第18条の4	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	一般粉じん発生施設を設置している者が大気汚染防止法第18条の3に規定する基準を遵守していないと認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明 <input checked="" type="checkbox"/>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	